

# 平成28年度税制改正について

TAX

平成28年度税制改正が、平成28年3月29日に成立し、平成28年3月31日に公布されました。

今回の税制改正では、「消費税の軽減税率の導入」がメインテーマとされており、消費税の軽減税率については「区分請求書等保存方式」だけでなく、平成33年4月から「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス方式）が導入される予定となりました。

それ以外の改正は例年に比べると少なく、大幅な改正は翌年度以降に見送られていますが、その一方で、「経済の活性化」は政府の重要なテーマであり、昨年度同様「法人実効税率の引下げ」「地方活性化」については継続して措置が講じられます。

主な項目は以下の通りとなります。

## I. 法人税制

### 1. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

青色申告法人が、地方自治体に対し、地域再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、通常の損金算入に加えて、法人事業税、法人住民税、法人税から税額控除を受けることができます。改正地域再生法の施行日から平成32年3月31日までの寄附が対象となります。

### 2. 減価償却制度

建物附属設備・構築物の償却方法を定率法から定額法へ変更されました。  
（平成28年4月1日以後の取得より適用されます。）

## II. 所得税制

### 1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

一定の要件のもと、被相続人の居住の用に供されていた家屋や土地等を相続した相続人が、それらを譲渡した場合には、譲渡益から3,000万円を控除することができるようになりました。

### 2. セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が88,000円を超える場合には、88,000円）について、その年分の総所得金額等から控除できるようになりました。

